



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年10月10日

ケニアシリーズ（1）
～はじめに～

1. 東部アフリカのゲートウェイとしての適切性

ケニアは、東アフリカ共同体（EAC）及び東南部アフリカ市場共同体（COMESA）の両方に加盟している。

2000年7月に発足したEACにおいては、域内関税の撤廃、対外共通関税の導入、域内共通の原産地規制の導入が実現されている¹。主要加盟国は、同国の他、ブルンジ、タンザニア、ルワンダ、ウガンダの1.3億人（2010年）、745億ドルの地域内GDP（2009年）を有する²。

さらに、1994年12月に発足したCOMESAにおいては、同国の他に18カ国（ブルンジ、コモロ、コンゴ、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ等）の合計19カ国が加盟し、約5187億ドル（2011年）のGDPを有する³。同共同体は、貿易・投資、工業、農業、資源開発、運輸、通信、通貨における協力と開発の促進、域内の貿易自由化のための関税同盟、税関手続き協力、輸送行政の改善、民間部門の活性化、安全な投資環境の整備、マクロ経済及び金融政策の協調等を目的にするが、EACと比較してその動きは乏しい⁴。しかし、規模が大きいため今後の拡大が予想される。

なお、日本との関係では、租税条約はなく、国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、ケニアは以下の国と二重課税防止協定を締結しているとのことである⁵。

カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、イタリア、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、英国、ザンビア。

ケニアの経済のメリット・デメリットの詳細については別の記事を参照していただくとして、日本人にとってケニアが東アフリカにおいてゲートウェイとして重要な位置を占める可能性があるとして小職が考える主要な理由を以下の通り記載する。ケニアは公用語を英語とし、面積58.3万平方キロメートル、人口4,318万人、名目GDP総額441億ドル⁶などEACでは圧倒的な存在感を有する。さらに、東アフリカ地域最大の国際港湾であるモンバサ港⁷を有する。同港はケニア貿易の拠点であるとともに、内陸国（ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ等）にとっても物流の生命線としての重要な役割を担っている。加えて、同地域にラム港を造成したりエチオピアや南スーダンに繋げる鉄道やウガンダからナイジェリアのラゴスまで大きな幹線道路を引いたり、南スーダンから物流も確保するなど、大掛かりな物流の活性化を図る計画（LAPSSSET）も存在する⁸。アフリカの頭痛の種となっている物流の問題の解決に向けてケニアが国をあげてゲートウェイにならんとして盛り上げていく姿勢である（Kenya Vision 2030）。よって、ケニアが東アフリカ東部（EAC及びCOMESA）ではゲートウェイとして役割を果たす可能性が濃厚である。他にも多数の理由があげられると思うが、それは他の方の記事を参照して欲しい。

2. ケニアの法律について

ケニアの法律については、比較的情報開示されており調査しやすい。しかも公用語が英語なので難易度は低いと思われる。

1) ケニアの法源

ケニアの法源について裁判所法（Judicature Act）の法律が参考になる。最高裁、控訴審その他の下級裁判所の司法権は、以下の定めに従い行使しなければならない（裁判所法3条）。

A) 憲法

B) 制定法（所定の UK 法⁹⁾

C) 以上の制定法が適用されない限りで判例法、エクイティの原則、1897年8月12日にイングランドで発行された一般適用法令及び同日イングランドの裁判所で遵守されていた手続及び実務

但し、C)については、ケニアの状況等が許容し、かつ、必要と認められる場合に限り適用される。

単独又は複数の当事者が該当等する民事事件において、効力があり正義道義に反せず制定法に矛盾しない限りでアフリカ慣習法¹⁰⁾は適用される。

以上のことから、日本の投資家は、少なくとも憲法、制定法及び判例法等を検討し、場合によってアフリカ慣習法も検討する必要がある。

2) 憲法

本来であれば、日本の投資家は憲法に注意を払うことなく実務に通じた法律を知りたいと思われる。しかし、2010年8月に新憲法が採択されてから、劇的な変更がなされた。この変更は今後の投資関係にも影響を及ぼすと考えられるため、記載する。

立法権、行政権及び司法権の三権分立について、過去において閣僚は国会議員の中から選任される必要があり閣僚は国会に責任を負うこととされていた。ところが新憲法では大統領が閣僚を国会の構成員から選任することを禁止している（憲法152条）。また閣僚は大統領に対して責任を負うことになった（同法153条）。よって、立法権と行政権の権限の分立がより明確化された¹¹⁾。

国会は、下院¹²⁾ (general assembly) と上院¹³⁾ (senate) に分けられた（同法93条）。前者は、選挙区を代表し国家レベルでの利益を考慮するのに対し（同法95条）、後者は地方のカウンティを代表しその利益を考慮することになる（同法96条）。以上の役割に従って複数のバリエーションの手続が規定された（同法95条、96条及び109条以下）。

単一国家であることを維持（同法4条）しつつ、中央集権国家体制から地方分権制度に移行したことに伴い¹⁴⁾、一定の立法権及び行政権は47のカウンティに委譲されることになった^{15)・16)}。例えば、国会レベルでは外交関係、移民関係や知的財産関係等国レベルに関することについて割当てられ、カウンティレベルでは農業、カウンティレベルでの医療施設や薬局、カウンティレベルでの道路交通、市場・ライセンス（但し職業上の規制は除く）等幅広く権限が割当てられている（同法186条及び憲法目録4参照）。両権限は、教育、交通、医療機関、エネルギー規制など重なる部分が存在する。但し、無限定に地方分権を進めたわけではなく、両者が抵触する場合には、ケニア全体に法が適用されカウンティが実施できない事項や法律が制定する要求にそって財政管理しない場合など一定の場合に国法が優先される（同法191条）。また、割

当が無い場合、国がその役割を担うことが推定される¹⁷。地方がその役目を果たさない場合や国が規定した要求水準を遵守する財政管理をしない場合、国は関与することができ（同法 190 条）、一定の場合地方の権限を停止することもできる（同法 192 条）。

さらに重要な法律が憲法の改正に伴い、変更が予定されている（同法 261 条及び憲法目録 5）。

以上の通り、今後はより地方が外国投資家の招致対策をすることが予想される。憲法の改正により重要な法律について大幅な変更を予想され、従来の法律に依拠することは許されないと予想される。

外国人の投資については、ケニア投資庁（KIA）がワンストップの役割を果たすとするが、会社の設立後の経営については国の政策のみならずカウンティの規制にも気をとめておく必要があるとされる。より外国人の投資に前向きなカウンティを選定することが、改正前よりも重要になったのではないかと予想される。

3. まとめ

以上、東部アフリカにおけるケニアの位置づけ、法源及び憲法について記載をした。なお、当職は日本法の弁護士でありケニア法の専門家ではない。よって、以上の記載に責任を負うものではない。詳細についてはケニアにおける弁護士など専門家と協議して重要な判断をすることを勧める。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

弁護士 角田 進二

¹<http://www.jetro.go.jp/world/africa/reports/07000569>

²http://www.eac.int/index.php?option=com_content&view=article&id=1:welcome-to-eac&catid=34:body-text-area&Itemid=53

³<http://comstat.comesa.int/Documents/COMESA%20at%20a%20glance.pdf>

⁴http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Regional_Integration/08-kataoka.pdf

⁵http://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/invest_04/

⁶http://www.jetro.go.jp/world/africa/ke/basic_01/

⁷<http://www.jica.go.jp/kenya/office/activities/project/01.html>

⁸野村修一等『最後の市場アフリカ』日本実業出版社 2014 年

⁹1849 年海事犯罪法、1856 年外国裁判証拠法等が列挙されている（但し修正あり）。

¹⁰アフリカ慣習法は、慣習上の保有権が存在する土地、結婚・離婚、未婚婦女誘惑、既婚婦女誘惑、女性や子供等の身分関係上の地位、遺言が存在しない場合の相続等の請求に対して適用される場合がある（治安判事裁判所法 Magistrates' Act）。

¹¹Kenya national integrated civic education 「Understanding the constitution of Kenya」2012 年 5 月

¹²350 人から構成され、290 人は選挙区から、47 人は各カウンティから選ばれた女性、12 人は若者、障害者や労働者など特定の利益を代表する（政党が指名する）。

¹³68 人から構成され、47 人は各カウンティから選任され、16 人は政党が女性を選任することとなり、2 人は若者を代表するため男女各 1 人、2 人は障害者を代表する男女各 1 人が選任される。

¹⁴前掲注 11：140 頁

¹⁵前掲注 11：134 頁

¹⁶但し、国会は如何なる事項も規定できるとされている（同法 186 条）。

¹⁷前掲注 11：134 から 137 頁



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年11月6日

ケニアシリーズ (2) ¹
～投資インセンティブについて～

1. 概要

ここでは、ケニアへの投資を検討している外国人が利用できる優遇措置について焦点をしぼり概要を記載する。なお、これらのうちのいくつかは、外国人だけに限定されずケニア国民も利用できる。

2. 2004年制定の投資促進法及び投資許可証について

最初に、2004年に制定され、2005年10月3日に施行となった投資促進法について言及する。本法律前文にあるように本法律の目的は、以下のとおりである。

「外国人が投資に必要なライセンスを取得することや、関連する目的についても援助し、インセンティブを与えることで、投資を助長・推進すること。」

実質的には、ケニアを投資目的として更に魅力がある国にするために、本法律は、投資家が必要とする投資のプロセスを合理化した規則で規定している。その一環として、ケニアは Kenya Investment Authority (ケニア投資当局) を設立している (同法 14 条)。

当局は、ケニアへの投資を主に助長・促進する目的で設立された機関である (同法 15 条)。投資家になりうる者に情報を提供したり、新規の投資プロジェクトの実施を促進したり、新規又は既存の投資についてアフター・ケアを提供したり、国内又は国際的に投資促進活動を展開したりしている。本投資促進法の下で投資許可証を発行する業務も行っている。

本許可証があることにより、投資家は事業をすぐに開始できる等多くのメリットを受けることができる (同法 12 条及び 13 条)。但し、本許可証は、ケニアに投資する際に必ず取得しなければならないものではない。

3. 投資許可証を取得する為の資格について

本投資促進法第 2 章に記載のあるとおり、同法所定の条件を満たし、ケニアに恩恵をもたらすような投資を少なくとも米ドル 100,000 以上した外国人投資家は、本許可証を取得する権利を有する (同法 4 条)。

当局への申請を終了し、投資許可証を取得した後は、投資家は以下の恩恵を受けることができる²。

- 事業運営に必要なライセンスの発行を原則求めることができる (同法 12 条)。
- 入管法に関して、入国許可等を特定の者に付与することができる (同法 13 条)。

¹ ケニアプラクティスチーム結成に伴い、前回のタイトル「ケニア共和国の法律についてのメモ (1)」を「ケニアシリーズ (1) ～はじめに～」と改題した。

² Investment Promotion Act 2004, Part III

4. インセンティブ

輸出を促進する為に、主に3つのインセンティブプログラムがある。

1) Export Processing Zones (輸出加工区)

輸出加工区は、事業者が輸出用に、工場設備や、機械、機器等を輸入することができるエリアである。そのエリア内で、関税の免除等の一定の恩恵を受けることができる。

現在、ケニア国内でナイロビ市内、Athi River, Mombasa, Kiligi, Malindi, Voi や Kimwarer などに40の輸出加工区が存在する。

“Kenya – Country Profile”, KPMG Services Propriety Limited, 2012によると2012年1月付で、77の会社が輸出加工区を利用していた。本加工区は、Export Processing Zone Authority (輸出加工区当局)の規則によって定まっている。2012年1月時点で、事業者のうち57%は、外国人投資家が所有しており、19%はケニアの事業者となっている。その他は、ジョイントベンチャーである³。

輸出加工区を利用する為には、投資家は、輸出加工区当局からライセンスを受けなくてはならない。ライセンスには数種類のものがある。運営されている事業の内容によって EPZ developer/operator license、EPZ enterprises license、EPZ Business Service Permit がある。年間費用はどのライセンスを取得したかによる。例えば、EPZ developer/operator license の場合には、米ドル5,000であり、EPZ enterprises license の場合には、米ドル1,000である⁴。

適用される税金面のインセンティブは以下のとおりである⁵。

- 10年間法人税は免除され、その後の10年間は税率25%となる為の減税措置
- 10年間配当金等についての源泉徴収税の免除
- 印紙税の免除等

2) Duty Remission Facility (税金免除措置)

本措置により、製造者は輸出製品を製造する為に使用される原料については税金や付加価値税を免除される場合がある⁶。

3) Manufacturing Under Bond Program (製造特例措置)

本プログラムは、製品の輸出を推奨する為、現地と外国投資家双方に提供されるものである。この制度においては、同投資家は、ケニア税務当局によって管理される。

一定の要件の下、工場設備、機械、機器や建物に適用される投資免税や輸入関税や付加価値税の免除等がある⁷。

³ “Kenya – Country Profile”, KPMG Services Propriety Limited, 2012

⁴ <http://www.epzakenya.com/index.php/investment-information/licence-costs.html>

⁵ Export Processing Zones Act, Section 29(2)

⁶ <http://www.kra.go.ke/customs/customstaxremission.html>

⁷ Value Added Tax Act, Second Schedule, Part A

5. 最後に

以上の投資助成プログラムは、制度上のものであり、場合により付与されない場合もあると推測される。各自で専門家に確認すべきなの言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-1-10

西勘本店ビル 5 階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント ロザンナ ブレークリ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年12月18日

ケニアシリーズ（3）
～生産拠点としてのケニア～

1. 概要

日本とケニアに経済連携協定はまだ存在しない。しかし、日本のみならず他の地域にも輸出することを検討している企業にとってはケニアの輸出国としての立場は有益な情報と考えられるので、以下の通り記載する。

2. 一般特惠関税制度

特惠関税制度は、開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を支援しようとするものである。

日本の特惠関税制度は、1971年8月から実施されており、法令（関税暫定措置法及び関税暫定措置法施行令）により適用を受けることができる国及び地域、対象品目並びに関税率を定めている。後発開発途上国（LDC）からの輸入に関しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用される（特別特惠関税）。この点、ケニアは、WTO協定におけるLDCに該当するものではないが、特惠適用国として指定されている¹。詳しくは、税関のウェブサイト参照されたい（http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1501_jr.htm）。

さらにケニアは、アメリカ合衆国、カナダ、欧州連合（EU）、スイス、ノルウェイ、トルコ、ニュージーランド等からも特惠適用国として待遇されている²。

3. アメリカ合衆国におけるアフリカ成長機会法

同法は、2000年に法案が成立し、FTA加盟国以外で指定国にアメリカ市場に最も自由にアクセスすることができる優先権を与えた法律である³。当初の目的はサブサハラエリアの成長発展を補助し、同地域との貿易・投資拡大することにあつた。

（1）資格と利益の享受

大統領がマーケットベース経済の構築や汚職防止措置を継続的に進めている等一定の基準に合致している国であると判断した場合に、同国を利益享受国として指定をすることになっている（同法104条）。

（2）製品について

製品について、製品がセンシティブ項目でないと大統領が判断した場合、免税措置を講じることができる。これにより同法は一般特惠関税制度と比較してさらに約1800項目も追加されてい

¹ http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504_jr.htm

² “Generalized System of Preferences: List of Beneficiaries”, United Nations Conference on Trade and Development, 2011: http://unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc62rev5_en.pdf

³ <http://trade.gov/agoa/legislation/index.asp>

る^{4,5}。更に重要なのは服飾や靴等の商品にも免税措置を広げている点である。この点は、一般特恵関税制度と異なる⁶。原産地ルールは基本的に原産地比率が35%とされている⁷。

センシティブな輸入と考えられているため、アメリカでは服飾の輸入は比較的高い関税が掛けられている。ケニアはサブサハラ・アフリカの低開発途上国（lesser developed beneficiary sub-Saharan African country）として指定^{8,9}されているので、第三国生産条項に該当し、繊維・服飾基準が緩められている¹⁰。これによりケニアの繊維服飾業界は成長が著しいものであった¹¹。但し、条約と異なり同法は一方的なものであるため、いつ変更されるか分からない点で留意が必要である。同法は2015年に期限が切れる時限立法である。

4. コトヌー協定

2000年EUとアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）との間で国際協定が締結された¹²。その目的は、貧困撲滅、継続的な発展や、取引を通じてAfrican Caribbean Pacificの国々が世界規模の経済に統合していけるように促進することなどである¹³。

同協定を経済連携協定の土台として、ECは、African Caribbean Pacific地域にある国々と経済連携協定を締結しようとした¹⁴。ケニアがメンバーとなっている東アフリカ共同体（EAC）は欧州連合と地域単位の包括的な経済連携協定に合意した¹⁵。その経済連携協定の主な特徴は、以下の通りである。

- 米及び砂糖の取引について(経過措置を伴う)EACからの輸入品について欧州連合への割当無制限の免税措置
- 欧州連合に対してEAC市場を段階的に開放していくこと
- 自国産業保護 EACがまだ成長段階なのでその業界を守るために対抗関税措置をとることができる。
- 原産地規制
- 関税及び貿易促進規定
- 衛生及び植物検疫の援助 EACの衛生植物検疫制度向上について援助すること

⁴但し、これらの項目のうちの多くは、後発開発途上国（ケニアは含まれていない）に対する特別特恵制度に含まれている。

⁵“African Growth and Opportunity Act (AGOA): Background and Reauthorization”, Brock R. Williams, Congressional Research Service, July 24, 2014

⁶同法112条は繊維・服飾に関する基準を規定している。

⁷同法111条

⁸同法112条A(3)(B)(ii)は、当該特別条項は、国民一人あたりのGNP（1999年）が1500ドル以下のサブサハラ・アフリカの受益国に対して適用されると規定している。

⁹<http://trade.gov/agoa/eligibility/index.asp>

¹⁰同法112条(b)(3)B

¹¹http://www.competeafrica.org/Files/Kenya_AGOA_Strategy_Final_June_2012.pdf

¹²下記のEU公式サイトにて概要が掲載されている。

http://www.eeas.europa.eu/delegations/solomon/eu_solomon/political_relations/agreements/index_en.htm

¹³同協定1条

¹⁴同協定37条によれば、2008年までには施行される予定であった。

¹⁵“Fact Sheet on the Economic Partnership Agreements: the Eastern African Community”, European Commission, October 2014

—EACにおける継続的な農業分野での発展を可能にする目的で、農業に関する章を設けた。経済連携協定により欧州連合はEACに輸出する際にExport refund制度（補助金制度の一種）を適用しないこととされた。更に、農業及び食品の自給問題等について政策会談を継続的にすることになっている。

—紛争解決規定

—EACの経済の競争力を高めることを目的とした経済及び発展協力についての章も資源の継続的な利用についての協力関係を強化することを主な目的とした漁業についての章も存在する。

ごく最近起こった発展なので、経済連携協定が運用されることで、EACにいかなるインパクトを与えるか興味深いところである。

5. 最後に

以上の制度は各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年2月12日

ケニアシリーズ（４）
～汚職についての注意喚起～

1. 概要

汚職問題は、ケニアに投資をしようと考えている投資家が直面する問題の一つである。

World Bank Governance Indicators for 2013 の調査によれば、ケニアにおける汚職の統制の問題は深刻である¹。Transparency International's Corruption Perceptions Index 2014 によれば、100 点中 25 点で 175 か国中 145 位であり、2013 年には、27 点をとり 177 か国中 136 位であった²。ケニアの賄賂問題は重要なものである³。

大規模な汚職事件の例として、いわゆる 1990 年代に起こったゴールデンバーグ事件と 2005 年に起こったアングロ・リーシング事件がある。前者の損失は、その当時のケニアの GDP の 10% 以上に等しいものであると言われている⁴。アングロ・リーシング事件は、実態のない会社に高額の金額で調達契約を結ぶものであった⁵。

2. ケニアにおける汚職防止策について

様々な調査で、企業はケニアでビジネスをする場合の支障になる事柄として、汚職を主な原因に挙げている。自分がそれに関与したと発覚した場合、又は汚職を防ぐことができなかった場合に、犯罪になることもある。

ケニアは、2003 年に国連腐敗防止条約を批准し、2007 年にアフリカ連合腐敗防止対策条約を批准している。2003 年の Anti-Corruption and Economic Crime Act が、ケニアにおける主要な汚職防止法である。同法 39 条における賄賂罪では、収賄側も贈賄側も犯罪行為になる。そして、収賄側が公的機関に所属する必要はない（同法 38 条）。作為・不作為や賛意や反対を示すことの対価として、賄賂の目的をもって利益を收受したり唆したり收受する約束をしたりすること（収賄側）、賄賂を贈ったり供与したり贈与の約束をすること（贈賄側）がある。さらに、職権を濫用して自己又は第三者に利益を与えることも犯罪である（同法 46 条）。賄賂などを含む汚職行為により譲り受けたと思われる又は思うに足りる相当な理由がある財産を隠匿、使用、譲受など処分した場合にも犯罪行為になる（同法 47 条）。未遂や共犯も処罰される（同法 47A 条）。そうした犯罪に違反した場合、100 万シリング以下の罰金若しくは 10 年以下の禁固又は併科されることになる（同法 48 条）。さらに、同行為により利益を得たり第三者が損失を被ったりした場合、その利益や損失の 2 倍の罰金が強制的に科される（同条）。慣習、実際には不可能であったこと、そうした故意はなかったこと、期待した行為が行われなかったことなどは抗弁にならない（同法 49 条）。

¹ <http://info.worldbank.org/governance/wgi/pdf/c116.pdf>

² <http://www.transparency.org/cpi2014/results>

³ http://www.transparency.org/news/pressrelease/the_east_african_bribery_index_2012_bribery_levels_remain_high_in_kenya

⁴ <http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/4808618.stm>

⁵ <http://star.worldbank.org/corruption-cases/node/18608>, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/4695354.stm>

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp

これに関連する法律に、Public Officer Ethics Act 2003, Public Procurement and Disposal of Assets Act 2005, Proceeds of Crime and Anti-Money Laundering Act 2009 や Witness Protection Act 2006 などがある。主要な機関は、Ethics and Anti-Corruption Commission である。

さらにケニアは以下のようなシステムを導入することで汚職撲滅に向けて努力している。National Electronic Single Window System (Kenya TradeNet System) は、2014年5月に KenTrade によって採択された。このシステムにより、機械的にデータを入力することで汚職数を減少させることが期待される。Integrated Financial Management Information System は2014年に開始された。このシステムも、ケニアが電子調達システムを採用することで政府調達における透明度の向上を目的としている⁶。

3. その他の国の汚職防止法の適用

ケニア国内だけではなく、ケニアの公務員への贈賄に関与した場合、日本、アメリカその他の国でも処罰されることがあるので留意する必要がある。

例えば、日本においても外国公務員への贈賄について規制した法律として、不正競争防止法の第18条⁷や、このような贈賄行為が刑事罰の対象になることを規定している第21条⁸がある。

アメリカの Foreign Corrupt Practices Act 1977 (FCPA)では、適用を受けるための要件が最小限で足りる。Section 78dd-3によれば、汚職違反規定は、アメリカ国内で贈賄の助長に関連した行為をした外国人にも適用され、アメリカ司法省や証券取引委員会から調査されたり起訴されたりするリスクがあるので留意する必要がある。なお、ファシリテーションペイメントは賄賂と区別され、FCPAにおける収賄罪として処罰されるものの例外とされる。例えば、事務手続処理を早めることや安全な履行確保のための支払である⁹。ガイドラインには、会社がファシリテーションペイメントを禁止し、反対するように記載されている¹⁰。

また、イギリスには UK Bribery Act 2010 がある。違反した場合、10年間の禁固や無制限の罰金の可能性がある¹¹。

4. 汚職撲滅に向けての活動

⁶ <http://www.cio.co.ke/news/main-stories/kenya-government-procurement-finally-moves-online>, 及び http://sabahionline.com/en_GB/articles/hoa/articles/features/2014/06/18/feature-01.

⁷不正競争防止法18条1項 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2項 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者

三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者

四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

⁸不正競争防止法21条2項次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 ……（中略）……第十八条第一項の規定に違反した者

⁹ 15 U.S.C. §§ 78dd-1(b)(3)

¹⁰ “Criminal Resource Manual” § 9-1018 (Nov. 2000), Department of Justice 及び“A Resource Guide to the US Foreign Corrupt Practices Act”, Criminal Division of Department of Justice and Enforcement Division of Securities and Exchange Commission, 2012 参照

¹¹ Bribery Act (UK) Section 11

そもそも、外国における汚職が何故禁止されるのか検討する必要がある。日本の刑法において賄賂を禁止する理由は、職務の公正及び職務の公正に対する社会の信頼と解されている¹²。これに対して、不正競争防止法における外国公務員贈賄禁止の目的は、国際商取引の健全な発展を目的にしている¹³。しかし、国際商取引の健全な発展というのは、あまりに抽象的過ぎて分かりにくい。

例えば、賄賂が蔓延している場所において、公務員が賄賂を求めるのは通常であり、人々は賄賂を防止することが出来ないと信じ込まされている現実がある。そこで、日本人を含む外国人が賄賂を出さないという行為をしたところで、「国際商取引の健全な発展」に寄与するのか理解が難しい。現場にいる駐在員は、建前と本音は異なるのではないかと考えるかもしれない。

なぜ、汚職があってはならないのか突き詰めて考えると、本来国家機関に支払うべきお金が政府関係者の懐に入ることによって経済復興策など有益な政策に還元されず、国民が利益を享受できない一方で、政府関係者の権限が増大するほど贈賄希望者が増え、現地では政治的にパワーがあるものが金を得る社会システムになるからである。富める者は富み、いつまで経っても一般の国民は貧しいまま固定されることになる。外国企業がその一連の流れに加担してしまうと、本来国民に還元すべき利益が外国企業と政府関係者に帰属することになってしまう。このように政府関係者と企業の共同行為による国民の利益を窃取する行為が許されないと考えるのが自説である。汚職が禁止されるのは、かかる加担行為を許さないという趣旨であると考え、途上国での実態に合致するのではないかとと思われる。副次的に、贈賄や賄賂を許さない土壌を作り、透明性の高い制度を構築する効果すなわち、「国際商取引の健全な発展」に寄与すると考えるのはどうであろうか¹⁴。

イギリス、ケニア、中国、南アフリカなど民間の人間に対する賄賂にも処罰規定が設けられている法律が増えている状況を見ると、不正な形で利得する行為自体について民衆が嫌悪の情を持っていることも否定できない。そうした感情及び実態にも配慮する必要もある。

汚職に関与することは許さないという世間の流れになると、たとえ管理者が率先して行わなくても汚職撲滅の措置を取らない企業は処罰される。そこで、汚職防止のプログラムを各自で作成し、社員教育に努める必要がある。風通しが良くない企業であると、たとえ汚職防止プログラムがあったとしても隠蔽され防止できないシステムになる。そこで、内部通報や公益通報のような風通しの良いシステムを採用する必要がある。プログラムは現場に即した形になるように PDCA（計画→実行→評価→改善）の流れに乗せて形骸化しないように尽力する必要がある。

確かに、政府関係者と一切の情報交換が駄目であるというのでは、政府関係者の信頼を得ることもできない。しかし、本来的に国に支払うべきものが政府関係者のポケットに入るのが問題であるとすれば、社会的儀礼の範囲内以外は許されない。その基準も客観的に現地の一般国民が非難するほどのものではないことが望ましい。例えば、現地の平均月収に近い金額になれば当然非難可能性は高くなる。賄賂は、収賄者にとっても贈賄者にとっても麻薬のように常習化し仲間を引き入れてしまう要素があるので、自らの基準で判断しないほうが無難である。一度手を出してしまうと、抜け出せなくなる危険もある。

¹²前田雅英編 『条解刑法』 553頁（弘文堂 第3版 2013年）

¹³小野昌延編 『新・注解 不正競争防止法』 1221頁〔忠海 弘一〕（青林書院 第3版 2012年）

¹⁴OECDでは、外国公務員の贈収賄は民主制度の発展と維持に重大な脅威になり、経済発展を弱体化し、間違った方法で国際取引を歪めることになるとしている（<http://www.oecd.org/investment/anti-bribery/anti-briberyconvention/fightingbriberyandcorruptionfrequentlyaskedquestions.htm>）。

どのように政府関係者等と交流を持つのかは、企業の悩みの種となる。例えば、政府関係者の支持者は地元住民であり、政府関係者は地元に対する配慮をする必要がある。企業と地元が友好的になれば企業は政府関係者と友好的になる可能性がある。地元へ貢献することで、地元からも支持を得るだけでなく、清廉な政府関係者と交流を深める。賄賂という負の力は地元にも嫉妬をされやすく排除されやすいので長い目でみると使用する合理性はない。地元への貢献と交流をすることで、地元へ排除されにくい体制をとることである。政治が変化すると懸念にしていた政府関係者は離脱する可能性があるが、地元とのパイプラインは変化することが少ない。

汚職に巻き込まれ地元から排除されないようにするには、自身の投資計画にしっかりしたデューデリを実施すべきである。そして、それを実行するために、現地の環境を十分理解し現地と良い関係を持っている現地の信頼できる弁護士など専門家を探すことである。

代理人やビジネスパートナーとなりうる人を選ぶ際には、より慎重になる必要がある。長期に亘り信頼のできるパートナーを選択するために十分なデューデリを実施する必要がある¹⁵。締結した契約書には、表明保証が含まれるべきである。また、請求書にもよく注意を払うべきである。曖昧な項目や余分な手続き費用のようなものがかかっているか検討する必要がある。

支店を設立する時、上記の法的順守プログラムを作成する必要がある。もし、違反するのを防ぐ為に適切で十分な手続きが行われていた場合、企業の努力が考慮される場合もある¹⁶。

5. 最後に

日本人はケニアにおいては、外国人というよそ者である。現地の人も賄賂は許されないものであると認識している。例え競合会社が頻繁にルールに従って行動をしない場合にも、すべての人の利益につながるように、“ビジネスパートナーの為、社会の為、自身の会社の為”に解決策を探るべきである。こうした尽力が、最終的に清廉な政治関係者、日本大使館¹⁷に協力を仰ぐ前提となるはずである。以上の理解が、現地における貴社の大切な社員を守る手段である。

なお、以上の制度は各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ

¹⁵ 例えば、Section 7 of the UK Bribery Actによると、この場合には、賄賂を防ぐことが出来なかったと抗弁することが出来る。

¹⁶ “Criminal Resource Manual” § 9-1018 (Nov. 2000), Department of Justice 及び“A Resource Guide to the US Foreign Corrupt Practices Act”, Criminal Division of Department of Justice and Enforcement Division of Securities and Exchange Commission, 2012 参照

¹⁷ 外務省では、ODA 事業にかかる不正・腐敗情報に関する相談 (<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>) に関するものの他、一般的に汚職についての相談を受け付けていると聞いている。



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年3月31日

ケニアシリーズ（5）
～会社設立等の流れについて1～

1. 現在の状況

世界銀行が発表している「Ease of Doing Business」によれば、ケニアは「起業の容易さ」部門において189カ国中143位である²。もっとも、世界銀行の同調査によれば、2015年では、会社設立に要する日数は30日まで短縮されている。在留日本人700人以上、ケニアを訪れる日本人は年間約1万人以上に上る³。今後、経済状況を鑑みると今後ケニアの事業展開を検討される方も増えてくることは予想されることである。今後ケニアへの事業展開を検討されている方のため以下の通り記載する。

2. 事業の種類

ケニアにおける事業体としては、非公開会社⁴及び公開会社を含む登録会社、海外会社の支店、LLP⁵など様々な形態がある⁶。現段階においては、外国人投資家の多くは会社あるいは支店の設立を選択している様子である。

会社設立と外国会社の支店設立の比較

	会社	支店
最低資本要件	設立資本金の額面価値は、40,000Kshs（ケニアシリング）であることが多い。しかしながら、銀行業や保険業等特定の業種を除き、最低資本	適用なし

¹ 本記事の内容のレビューに関してケニアの法律事務所 B M Musau & Co., Advocates (<http://bmmusau.com/>) にご協力頂いた。

² <http://www.doingbusiness.org/rankings>

³ <http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/kenya.html>

⁴ 株式の公募をすることができず、株主が50人以上を超えることができない。

⁵ 柔軟性を保ちつつ有限責任という組合と会社形態の両方の利点を融合させることを意図して設計されたものである。有限責任事業組合契約に関する法律は2012年3月に施行され、登録要件や運営及び解散について規定している。

⁶ <http://www.investmentkenya.com/step-by-step-guide-2>

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

	要件は一般的には規定されていない ⁷ 。	
出資人数	2-50人の株主 ⁸ 、最低1人の取締役(Director)及び秘書役 ⁹ (Secretary)が必要 ¹⁰ 。	最低1人以上の会社に関する通知等を受け取ることのできるケニア居住者が必要 ¹¹ 。
設立に要する日数	約30日 ¹²	約4週間以下 ¹³
設立費用	資本金の額面価格によるが、100,000Kshsの資本金を有する会社の場合、合計額は凡そ10,760Kshsになる ¹⁴ 。	6,800Kshs ¹⁵
法人税率 ¹⁶	30%	37.5%

3. 会社設立のための手続き¹⁷

ケニアでは外国人も原則的には事業を営むことはできる。但し、その事業活動内容によっては、外国人持ち株比率に関していくつかの制限が設けられているので、事前に調査しておくことが望ましい。

会社は会社法(Cap486)に基づき、登記・規制される。会社を登記するための手順は以下の通りである。

1) 会社登記官による名称予約及び承認¹⁸

名称の使用可能性を確認してもらうために登記官に対して申請する¹⁹。名称の予約は通

⁷<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/~media/giawb/doing%20business/documents/profiles/country/KEN.pdf?ver=2>

⁸ Companies Act(Cap.486)Section30(1)

⁹ 一定の資格が要求され、会社の使用人(servant)かつ役員である(Companies Act(Cap.486)Section2)。会社の規模や種類によるが、主に通知を出したり取締役会に出席し議事録を作成したり、株主名簿の記録、税務申告、コンプライアンスなどを担当する。

¹⁰ Companies Act(Cap.486)Section177,178

¹¹ KenInvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹² 世界銀行 Doing Business 2015 のデータに基づく。

¹³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

¹⁴ KenInvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹⁵ 世界銀行 Doing Business 2015 のデータに基づく。

¹⁶ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

¹⁷ Keninvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹⁸ <http://www.revenue.go.ke/index.php/domestic-taxes/income-tax/type-of-taxes>

¹⁹ 主に世界銀行の Doing Business 2015 のデータ並びに KenInvest が出版している“Doing Business in Kenya”に基づく。

¹⁸ Companies Act (Cap. 486) Section 19(1)(a)

¹⁹ 申請書は、法務省のウェブサイトにて閲覧できる。

<http://www.attorney-general.go.ke/Resources.html>

常 30 日間有効だが、登記官の承諾を得ることで 60 日まで延長することも可能である。

2) 基本及び付属定款の準備²⁰

会社の目的及び資本金等について規定し、それに基づき会社の運営がなされる。上記定款には各発起人による署名が必要である（1 人以上の証人も必要）²¹。

3) 会社登録のために要求される書式の記入

書式には、会社の資本申告書、取締役及び出資者の人数（form 203）、登録された事務所
の状況（form201）、会社設立に関与した弁護士の証明書（form 203）等が含まれて
いる。

4) 印紙代の支払及び基本及び付属定款、資本申告書に印紙を貼る。

5) 会社法の規定（form 208）の遵守宣誓書については、宣誓管理官(Commissioner of Oaths)や公証人の前で会社の設立に関与した弁護士、会社の取締役又は秘書役等が署名する²²。

6) 以上の必要書面を登録官に提出する。

7) スムーズに行った場合、約 7-14 日後に設立証明書が登録官により発行される²³。

最近オンライン登録の実現に向けて改革が行われているものの、ケニアでオンライン登録制度は実施されていない。昨年、The State Law Office がケニア国民に対して、携帯電話で*271#にダイヤルすることで自身の事業を登録できるサービスの開始を試みたと報道されたとのことである。しかしながら、このプログラムも実施されていない。

4. 支店の設立手続き

ケニア国外で設立された会社もケニアで登記されることで、事業活動を行うことができる（支店の規定は会社法 365 条以下）。ケニア国内においてビジネスの拠点を設立してから 30 日以内に外国企業は、以下の情報を記載した書式²⁴を会社登記官に提出しなければならない²⁵。

1) 会社定款又はその他の会社の構成を定めた証書など。英語で作成されていない場合、その法定翻訳が必要である。

2) 会社の取締役及び秘書役のリスト（form 237）

3) ケニア所在の財産に関連する限定した担保等のリスト

²⁰ Companies Act (Cap. 486) Sections 4 (1), 5, 9, 10, 11, 12

²¹ Companies Act (Cap. 486) Section 6 及び 12

²² Companies Act (Cap. 486) Section 17(2)

²³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

但し、担当官によっては時間がかかる場合がある。

²⁴ <http://www.attorney-general.go.ke/Resources.html>

²⁵ Companies Act (Cap. 486) Section 366。但し、ビザ取得等考慮する場合、その取り扱いとは異なるので留意が必要である。

- 4) 会社に関する通知を会社の代わりに受けることのできる一人以上のケニア居住者の名称及び住所 (form 238)
- 5) 登記された又は主要な営業所の住所 (form 250)
- 6) form 236 に規定されているその他の情報 (例) ケニアにおけるビジネスの拠点となっている住所

この手続きが完了した後、登記官が遵守証明書を発行する。外国企業の支店は、ケニアで設立されたのと同様に扱われ、土地を保有し事業活動を行うことができる²⁶。

5. その他の要件

事業を登記した後、その他の手続きも履践されなければならない。すべての事業に当てはまるものもあるが、特定の業種や制度にのみ当てはまるものもある。例えば、畜産貿易に従事する場合は、特別なライセンスの取得が要求される、特定の事業に対していかなるライセンスが必要かということについては、下記のウェブサイトが有益な情報を提供してくれている (<http://www.businesslicense.or.ke/index.php/license/details/id/260>)。

一般的に、カウンティ政府法 (County Government's Act (Act no. 17 of 2012)) の下²⁷、すべての事業は、各カウンティから毎年単一度事業許可証 (Single business permit) を取得し、通商産業省から事業許可 (Trade License) を取得しなければならないとされている。

さらに、企業は個人識別番号をケニア歳入庁 (Kenya Revenue Authority) にて登録しなければならない。登録後は、付加価値税等含むその他すべての納税義務に関して、上記番号を使用することになる。ケニア歳入省のウェブページにてオンラインで登録できる²⁸。一定数以上の従業員を雇用している事業主体は、社会保障及び健康保険に関していくつかの要件を満たす必要がある²⁹。

また、ケニアで事業を遂行する外国人にとっては、移民法 (Immigration Act) によって規定される就労許可証を取得していることが不可欠である。会社の登記並びに必要なライセンス等取得した後、外国人は、年間 100,000Kshs (さらに開始時には別途手続費用 10,000Kshs) を支払うことにより、貿易や事業に従事する目的を有する外国人に適用される G クラスの就労許可証の申し込みができる³⁰。

最後に、投資証明書がケニアの投資庁 (Kenya Investment Authority) から取得できなかった場合、当該投資は、投資促進法に従い投資庁に登録される必要はない。詳しくは、

²⁶ Companies Act (Cap. 486) Section 367

²⁷ 以前は地方自治体法 (Local Government Act (Cap 265)) により規定されていたが、2010 年に新憲法が制定され、カウンティ政府が成立したことに伴い、地方自治法は廃止された。

²⁸ <https://itax.kra.go.ke/KRA-Portal/>

²⁹ 国連開発計画 (UNDP) が 2006 年 1 月に出版した冊子 "Doing Business in Kenya" に要件のリストの概要が掲載されている。

³⁰ Kenya Citizenship and Immigration Regulations 2012 -別表 7 及び 9 参照

以前掲載した投資優遇措置に関する記事を参照して頂きたい³¹。

6. まとめ

以上の通り簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://www.ailaw.co.jp/jpn/inquiry/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勤本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ

³¹ Investment Promotion Act, Section 6(4)



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年6月16日

ケニアシリーズ（6）¹
～裁判制度について～

1. 法源について

ケニア法システムは、英国コモンローをベースとする。ケニアシリーズ（1）でも記載したが、最高裁判所、控訴院その他の下級裁判所の司法権は、以下の定めに従い行使しなければならない（裁判所法 3 条）。

A) 憲法²

B) 制定法（所定の UK 法³も含む）

C) 以上の制定法が適用されない限りで判例法、エクイティの原則、1897年8月12日にイングランドで発行された一般適用法令及び同日イングランドの裁判所で遵守されていた手続及び実務。但し、C)については、ケニアの状況等が許容し、かつ、必要と認められる場合に限り適用される。

D) 単独又は複数の当事者が該当等する民事事件において、効力があり正義道義に反せず制定法に矛盾しない限りでアフリカ慣習法は適用される。

ケニアにおける契約、代理、寄託、不法行為、信託は、英国のそれとほぼ同じである。しかし、産業エネルギー効率プロジェクトの創設や維持に関する規制法は、ケニア独特のものであり、英国やその他の国の制度と異なるようである。

2. 司法機関について

司法機関は、法を適用して私人間並びに私人及び国家間の紛争を解決する。2010年にケニアで新しい憲法が制定される以前は、司法機関について好ましくない印象が人々にあった。当該憲法では、この問題について以下のように取組みをしている。

裁判所等は同権限を行使する際に以下の原則を遵守する（憲法 159 条 2 項参照）。

¹ Evelyn M. Kyania of B M Musau & Co., Advocates (<http://www.bmmusau.com/>) にも共に確認して戴いた。

² 憲法は最高法規であり、憲法と一致しない法律は、無効となる（憲法 2 条）。

³ 1849年海事犯罪法、1856年外国裁判証拠法等が列挙されている（但し修正あり）。

- 1) 裁判は、地位と無関係に全ての国民に対してなされるものである。
- 2) 裁判は、遅滞なく行われなくてはならない。
- 3) ADRを促進する。
- 4) 裁判は、無駄に手続の形式にとられることなく、遂行される必要がある。
- 5) 憲法の目的及び原則を維持し促進する。

また、裁判における資金について規定されている（憲法 173 条）。裁判所により資金は管理されることになった。裁判所自身が予算とその運用を管理することで、司法の独立を確保し不正な影響を受けないようにするためである。司法は独立して機能しその独立性を確保する為に様々な措置を講じることができる（憲法 160 条）。具体的には、裁判官に支払われる報酬及びその他手当は当該裁判官（又は退官した裁判官）の不利益になるように変更されてはならないようにすること、裁判官の地位を安定させること、司法としての機能を果たす際に誠実に責務を果たせるように裁判官に責任が発生しないようにすること等がある（憲法 160 条及び裁判所法 6 条参照）。

2011 年に制定された司法機関組織法（Judicial Service Act）では、機関、権限及び司法をコントロールするための規則について定められている。

3. 司法組織について

司法組織は、様々な裁判所、裁判官及び裁判所官吏によって構成されている。裁判所は、最高裁判所長官、最高裁判所副長官及び裁判所事務総長（Chief Registrar）が裁判所を統率している（憲法 161 条）。

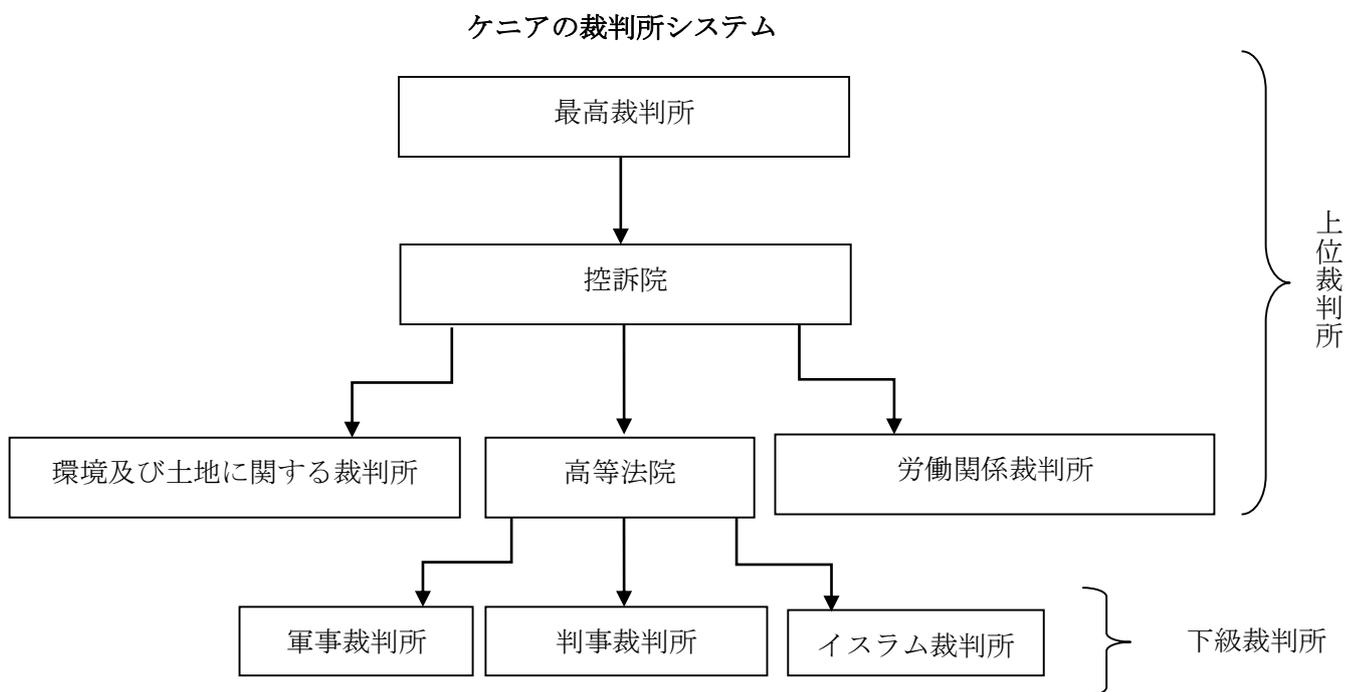
AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp



1) 最高裁判所 (Supreme Court) について

最高位の裁判所は、最高裁判所である。その他の全ての裁判所は、最高裁判所の判決に拘束される (憲法 163 条)。

最高裁判所は、7 人の裁判官で構成される。その内訳は、最高裁判所長官、最高裁判所副長官、その他 5 人の裁判官となっている。主な職務は以下のとおりである。

- ・ 大統領の選挙の有効性に関する裁判など重要な事件についての上を審理する (憲法 140 条及び 163 条)。
- ・ 憲法の解釈又は適用を含む場合並びに最高裁判所又は控訴院が公共への重要性に関連があると判断した場合、控訴院からの上告を審理する (憲法 163 条)。
- ・ 非常事態宣言の有効性や同宣言に基づく法律について審理する (憲法 58 条)。
- ・ 政府、州政府、カウンティ政府の要請に従い助言をする (憲法 163 条)。

2) 控訴院(Court of Appeal)について

控訴院にとって、最高裁判所が唯一の上級裁判所である。同判決は、最高裁判所に上告される資格のあるものを除き、原則として最終のものである。12 人以上の裁判官で構成さ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

れる（憲法 164 条）。その中の 1 人を長官として選ぶことになる。職務は、高等法院及びその他の下位裁判所から上告されたものを審理することである。

3) 高等法院(High Court)について

高等法院の扱う範囲は広範にわたる。刑事、民事、人権及びその下級裁判所からの控訴について審理する。高等法院は、下級裁判所を監督する（憲法 165 条）。

4) 労働関係裁判所について

労働関係裁判所は、雇用及び労働紛争事件について取り扱い、高等法院と同等の地位にある（憲法 162 条）。2011 年に制定された産業裁判所法（Industrial Court Act）は、当該裁判所の職務及び権限について規定している。

5) 環境及び土地に関する裁判所について

当該裁判所は、憲法 162 条 に従い 2011 年に制定された環境及び土地に関する法（Environment and Land Court Act）に基づき設立された専門の高等裁判所である。同裁判所は、環境及び土地に関する法及び環境及び土地に関連する他の法律に関連する紛争のだけではなく、環境並びに土地の使用、占有及び権原に関連する紛争も取り扱う（同法 13 条）。

6) 判事裁判所（Magistrates' Courts）について

判事裁判所は、憲法 169 条に規定されている下級裁判所（Subordinate Courts）である。その職務は及び権限は、2012 年に改正された判事裁判所法（Magistrates' Courts Act）に規定されており、一定の民事事件と刑事事件を取り扱う。例えば、同法 5 条 には、民事事件における判事裁判所の管轄について規定されている。7 百シリング以下の事件については、判事裁判所で審理される。2011 年に制定された産業裁判所法によれば、最高裁判所長官が判事裁判所を任命し、雇用及び労働関連の紛争を取扱うことが出来るとされている。この場合は、労働関係裁判所が、控訴審となる。

7) イスラム裁判所（Kadhis' court）について

憲法は、下級裁判所（Subordinate Courts）としてイスラム裁判所を設置した（憲法 169 条）。また憲法 170 条 は、同管轄について規定している。当事者がイスラム教を信仰している、イスラム裁判所に提訴した場合に、身分事項、婚姻、離婚や相続に関するイスラム教についての争点を決定するものに限定されている。イスラム裁判所は、イスラム裁判官所長及び 3 人以上のイスラム裁判官で構成されている（憲法 170 条）。高等法院が控訴審で

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

ある（民事訴訟法 65 条）。

8) 軍事裁判所について

軍事裁判所は、下級裁判所（Subordinate Courts）である（憲法 169 条）。同裁判所の管轄は、2012 年に制定されたケニア防衛軍法（Kenya Defence Forces Act）に規定されている。高等法院が控訴審である（同法 186 条）

4. まとめ

現行の裁判所は、過去の裁判所の職務遂行について広がった民衆の懸念による反動に対応しようとしている。ケニア人は裁判所が独立性を維持しつつ効率且つ公平に職務執行することを望んでいる。この点についての実績は、憲法施行時点での裁判官が裁判所で職務執行できる適性を有するかを確認する規定を入れたことである（憲法別表 6 条）⁴。

2011 年に制定された裁判官・判事審査法（Vetting of Judges and Magistrates Act）に基づき裁判官・判事審査委員会が設置され、同委員会は裁判官や判事を審査するための制度的な枠組みやガイドラインを作成している。憲法施行時以降に裁判官や判事になったものについては、憲法に基づき司法機関組織委員会により審査された上で任命されている⁵。以下の司法改革も存在する。

- 1) 未裁決の事件について。例えば、最高裁判所長官が 2015 年 2 月 23 日から未裁決の事件の口頭弁論期日を指定したり審理する必要のない事件について却下する等して優先的に処理するように 15 人の裁判官を選任した。
- 2) 商業及び海事の高等法院が事件の実務を指揮することにより、同裁判所の事件処理が大幅に変更された。
- 3) 司法が、多く高等法院を設置したため、多くの人アクセスすることが可能になった。
- 4) 裁判所申立手数料の支払が銀行の支払システムと一致し簡便になった。
- 5) 環境及び土地に関する裁判所や労働関係裁判所などの高等法院が設置されることで、適正な裁判所を選ぶことが容易になり、事件処理が改善された。

しかしながら、同改革は、まだ当初予定していた目的の到達のレベルまで行っていない。例えば、記録係はまだコンピュータベースではなく、控訴の手続は時間がかかる。事件になるまでの時間が長い。以上の通り、ケニアにおける訴訟は手続が遅いので費用が高くなり意味がないとのことであった。まだまだ時間がかかる様子であるが今後の改善に期待したい。

⁴ <http://kenyalaw.org/kenyalawblog/judicial-innovation-or-schizophrenia/#sthash.ZtJRBwmO.dpuf>

⁵ <http://kenyalaw.org/kenyalawblog/judicial-innovation-or-schizophrenia/#sthash.ZtJRBwmO.dpuf>

以上の記載は、ケニアの弁護士 Evelyn Kyania 氏から助言を戴いた。表現の不明瞭性や誤りについては専ら当職に帰する。当職は、簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勤本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年7月23日

ケニアシリーズ（7）¹
～労働法について～

1. 概要及び法制度について

ケニアの労働法は、コモンローベースであり、英国の判例法で確立された規範と類似する。市場の変化²と世論に対応し、2007年に労働法に関する大幅な見直しされた³。主要な改正は以下のとおりである。

- 1) ILOの構成員に課された義務を履行するため批准されたILOの条約を国内法化
- 2) 8つの主なILOの条約を国内の労働法に取り入れること
- 3) 労働法をより利用しやすいものにする
- 4) 今後の共同市場に向けて国内の法律制度を東アフリカ地域の労働法と調和させること

2010年の憲法改正により労働法に関しても新しい変化があった。例えば、憲法165条では高等法院レベルでの労働関係裁判所の設置が必要とされた。以下の7つの法律は、ケニアの雇用に関する法律である。

- 1) 憲法：27条で、平等と差別からの自由などの人権について規定している。41条は雇用に関して特に規定しており、労働実務の公正性、報酬の公正性、労働環境の公正性、組合と争議権について記載されている。
- 2) 2007年雇用法：以下に記載されている労働契約に基づき労働者に提供されなくてはならない雇用に関する最低条件を規定している。
- 3) 労働機関法：全国労働委員会（the National Labour Board）、労働争議調査会（the Committee of Inquiry）、労働監督調査制度（Labour Administration and Inspection）、報酬審議会（The Wages Council）及び雇用仲介業の規制（Employment Agencies）について規定した。

¹ Evelyn M. Kyania of B M Musau & Co., Advocates (<http://www.bmmusau.com/>) にもご確認して戴いた。

² "The Kenyan Worker and the Law", Kituo Cha Sheria:

<http://kituochasheria.or.ke/wp-content/uploads/2015/01/Kenyan-Worker-and-the-Law-final2.pdf>

³ http://www.ilo.org/ifpdial/information-resources/national-labour-law-profiles/WCMS_158910/lang-en/index.htm

- 4) 労働災害補償法：業務中に起こった事故についての補償について定めている。
- 5) 労働関係法：労働組合、経営者組合（employer's organizations）、集団交渉などのガイドラインについて定めている。
- 6) 労働安全衛生法：労働者にとって健全な労働環境を維持するための法的枠組みを規定している。
- 7) 産業裁判所法：労働関係裁判所について規定している。

他に、関連するものとして、退職金法（Retirement Benefits Act）、年金法（Pension act）、ケニア国籍及び移民法（Kenya Citizenship and Immigration Act）、国民健康保険法（National Hospital Insurance Fund Act）、全国年金基金法（National Social Security Fund Act）がある。

2. 雇用関係について

ケニアにおいては、雇用契約は、契約一般法に準拠している。よって、基本的には被用者と経営者との交渉によって各個の関係によるものとされてきた。議会は、以上の雇用関係に異なる側面に向けた法律を制定した。

給与を受けている労働者は、雇用法及び労働災害補償法などの上記の法律にある法的権利を受ける資格があるかは、まず労働契約の下で労働する労働者として分類されるか否かによることになる。

労働契約とは

雇用法は、労働契約（contract of service）に基づき労働する労働者に適用される⁴。この点は、請負契約などのサービス供給契約（contract for service）と異なる。労働契約の場合、最低条件を含む雇用法の要件を充足する必要がある。なお、労働災害補償法は、労働契約の下賃金を対価として雇用されている被用者のみに適用されることにつき留意する必要がある（労働災害補償法 3 条及び 5 条）。

労働契約は、一定期間に労働者を雇い、又は労務を提供する合意（雇用法 2 条）である。口頭による場合や暗示されている場合も含む。また、見習い契約なども含む。「労働者」とは、給与を対価して働くものであり、見習いなどを含む。

労働契約が実際に存在するかを決定する際に裁判所が用いる指標は以下のとおりである。

⁴ Employment Act, Section 7

これらのほとんどは、英国の判例法をベースとしたものである⁵。

1) コントロールテスト (Control test)

業務がなされる際に、どの程度経営者は労働者に対して仕事をする際の態様について及ぼすことができるかのテストである。この規範は *Performing Right Society Ltd v. Mitchell and Booker (Palais de Danse) Ltd.*⁶で確立した⁷。

2) インテグレーションテスト (Integration test)

労働者が事業につきどの程度の関わりを持ったかを評価するテストである。労働者の仕事は、事業の主要部分を構成するか、労働者の事業部分か、経営者の規則や手続に服するものかなどを検討することになる。

Denning L.判事は、 *Stevenson, Jordan and Harrison Ltd v MacDonald and Evans*⁸事件において、“under a contract of service, a man is employed as part of the business and his work is done as an integral part of the business” と判示している。

3) 経済的利益テスト (Test of economic or business reality)

労働者が現実に自営で働いているかを検討し、もし該当する場合経営者ないし労働者のどちらかがリスクや利益を最終的に得るのかの評価をするテストである。

4) 牽連性テスト (Mutuality of obligation test)

継続的に役務提供関係を維持するための約束をしたか否かを評価するテストである。労働契約は、賃金を対価として役務を供することを約束する契約であり、継続的な役務の供給も含む。

但し、労働契約が存在するかを結論づける際に上記のテストを各個に検討することは不十分であることに留意する必要がある。例えば、コントロールテストは、医者などのように高度な専門家には適用されない。医者の場合、どの程度当該医者は事業と係わり合いがあるかをテストした方が良い。これに対して、請負の場合、事業の一部になるかもしれないが、別のテストだと同人は労働者に該当しない。よって、裁判所は組み合わせによって

⁵ Ogembo, “Employment Law Guide for Employers”, LawAfrica 2014, *Stanley Mungai Mucahi v National Oil Corporation of Kenya* Industrial Cause 44(N) of 2009 (Ongaya, J on 22 October 2012)

⁶ [1972] 1 KB 762

⁷ McCardie 判事は

“it seems, however, reasonable clear the final test, if there be a final test, and certainly the test to be generally applied, lies in the nature and degree of detailed control over the person alleged to be a servant.”と判示している。

⁸ [1952] 1 TLR 101

検討している可能性が高い。

なお、契約書のタイトルは余り意味をもたない⁹。日本企業は、たとえ請負の意図であったとしても、以上の基準に該当しないように絶えず気をつける必要がある。

労働契約の要件とは

労働契約は、雇用法に服する。なお、口頭でも構わない¹⁰。また、有期無期なども含む。但し、3ヶ月以上の契約や3ヶ月では完了しない業務については書面によることとしている。

¹¹

以上やその他の義務（同法 10 条に規定された契約内容について明示する義務など）を充足する義務は経営者を拘束する¹²。裁判所で論点になった場合、雇用者が書面の契約書を提出できなかったときは、経営者はその契約書の問題となっている内容について証明責任を負うことになる。

有期雇用労働者

日雇い労働者 (Casual workers)

日雇い労働者とは、労働日毎に支払を受ける条件で働く者で、一度に 24 時間以上労働に従事する事のないものである（同法 2 条）。日雇い労働者は、原則無期労働者における最低条件規制に服することはない。例外として同法 37 条があり、この条件に該当する場合、日雇いではないものと看做される。

試用期間付契約 (Probationary contract)

試用期間付契約は、12 ヶ月を超えない期間の雇用を定めた書面による雇用契約書であり、試用期間のものであると明示されたものである（同法 2 条）。試用期間は 6 ヶ月を原則超えてはならず、例外的に労働者の合意の下 6 ヶ月を超えない範囲で延長することができる（同法 42 条）。試用期間中は、7 日の事前通知により終了することができる。契約が継続されると同契約は自動的に無期労働契約に転換される（同法 27 条）。

労働契約書の最低労働条件の概要

同法の Part 5 及び 6 は、労働契約の最低条件を規定している。Part 5 は、労働環境について、Part 6 は、労働契約の解除について規定している。

⁹ *Daniel Inyang Ndungani v Mary Khagali Lumula* Industrial Cause No. 1541 of 2011 (Ndolo, J on 19 February 2013)

¹⁰ Employment Act Section 8

¹¹ Employment Act Section 9(1)

¹² Employment Act Section 9(2)

Part 5 に規定している最低条件について：

労働時間 (同法 27 条) : 労働者は少なくとも週 1 日は、休日を与えなければならない。(労働時間規制及び時間外労働への支払いに関する規制は、担当大臣により規定される。同法 91 条)

休暇：労働者は、一定の条件を満たすと、年次有給休暇 (年間基本的に 21 日)、産休 (3 ヶ月) 及び病欠休暇 (7 日間までは給与全額、その後 7 日は通常の給与半額を支払われる) が付与される (同法 28 条から 30 条)。

住居：雇用者は、給与の他、労働者に住居又は住宅手当を支給しなくてはならない (同法 31 条)。

また、一定の場合、食料、水、医療を提供しなければならない (同法 32 条から 34 条)。

本記事では、解雇についての詳細の記載は割愛し、簡単に記載する。一定期間に事前に通知を出すことにより、雇用者も労働者も雇用契約を解消することができる。例えば、賃金が月ごとに支払われている場合、28 日間の事前通知が必要となる (同法 35 条)。但し、雇用者からの解除の場合には、非行や勤務成績不良など合理的な理由が必要となる。雇用者は相当な手続を踏む必要がある (同法 45 条)。非行に基づく解雇の場合、原則として経営者は解雇が相当である理由を説明し、労働者が反論できる機会を与えなければならない (同法 41 条)。また、一定の条件を満たす場合、整理解雇することも可能である (同法 40 条)。

報酬

同法の Part 4 は、賃金確保に関する条文を規定する。雇用者は、労働者に支払うべき賃金を全額支払うこと、支払の時期及び支払方法について規定されている。

法定の控除に加えて、賃金を控除することができる限定的な状況について規定されている。法的休暇を取らず欠勤した場合、労働者が経営者に対して財産上の損害を与えた場合など限局的な場合以外、賃金を控除することは許されない (同法 19 条)。

このような控除は、3分の2の賃金を超えて控除することは出来ない (同条)。最低賃金は、Cabinet Secretary for Labour, Social Security and Services によって規定されている。

3. まとめ

以上にも記載したが、日本企業は安易にサービス契約をし、後に労働契約であったと主張されないように留意すべきである。また、労働契約を締結する場合、法定上の条件を満

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp

たすように留意すべきである。

以上の記載は、ケニアの弁護士 Evelyn Kyania 氏から助言を戴いた。表現の不明瞭性や誤りについては専ら当職に帰する。当職は、簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。特に労働法関係は、現地の慣行が重視されるエリアである。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勤本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年7月23日

ケニアシリーズ（8）¹

～ケニア会社法について（機関及びコーポレートガバナンスについて）～

本記事では、ケニアの役員及び監査役等に関する一般的なことについて若干記載する。役員数、義務、選任および解任などの規定は、会社法や定款に記載されている。なお、定款は、会社法 11 条に記載の通り、特別な規定がない限り、会社法の Table A の規定が定款の内容として採用される。

1. 必要的設置機関

必要的設置機関は、日本と比較してシンプルだが柔軟性はない。法的遵守義務を満たす為に、以下の条件が必要となる。

役員	公開会社	閉鎖会社
取締役	2 人 ² 以上	1 人 ³ 以上
秘書役	1 人	1 人
監査役	1 人以上 ⁴	1 人以上 ⁵

2. 取締役

（1）権限及び義務

会社の取締役には、事業を運営する責任があり会社のあらゆる権限を行使することがで

¹ Evelyn M. Kyania of B M Musau & Co., Advocates (<http://www.bmmusau.com/>) にも共に確認して戴いた。

² 会社法 177 条

³ 同上。理論上は 1 人でも良いが、実務では通常 2 人以上を選任する。

⁴ 同法 159 条

⁵ 同上。

きる (Table A 80 条)。但し、会社法及び定款等によって、総会 (general meeting) をもって決議する事項を除く。取締役は、判例法上の会社に対する注意義務 (duty of care) を負う。会社との信託関係から発生する衡平法上の信託義務 (fiduciary duty) も負う。後者は、利益相反行為やその地位から発生する利得を得てはならない義務が導かれる。

(2) 資格

取締役として選任されるには、21 歳以上、70 歳以下でなくてはならない(会社法 186 条)。但し、定款で特に定めのある場合又は決議がある場合はその限りでない (同条)。破産の際に免責されない場合、裁判所の特別許可が必要となる (同法 188 条)。また、一定の不正行為をしたものに対し、裁判所は 5 年間を限度として取締役になることを禁止することができる (同法 189 条)。

(3) 選任

基本定款に対する署名者が設立時の取締役を書面等により選任する。選任されるまではその署名者が取締役になる (Table A 75 条)。その後の取締役は、総会が選任する。株主は、自己の選択で取締役を選ぶことができるが、選任しない場合特段の事由がない限り再任されることになる場合もある (Table A 92 条)。各々の取締役は、各々の決議で選任されなければならない。但し、異議なく同意された場合はその限りでない。取締役会は、取締役に欠員が発生した場合や合理的な理由がある場合取締役を指名することができる。

全ての取締役は、最初の総会の時に退任しなければならない、その後は、3 分の 1 の取締役が退任しなければならない (Table A 89 条)。その場合、長期の在任期間を有していたものから退任するものとする (Table A 90 条)。

(4) 解任

取締役は、任期満了前に通常決議により、解任することができる(会社法 185 条)。取締役は、取締役適格を喪失した際、退任する (Table A 88 条)。例えば、取締役が破産した場合、取締役会の許可なく 6 ヶ月以上取締役会に出席しない場合、取締役が精神に支障をきたした場合等である。

3. 秘書役

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

(1) 権限及び義務

秘書役は、会社の役員であり、会社の管理に係る契約書に署名をする場合等会社を代表することもある⁶。なお、過去は会社の従業員と考えられ、独立した機関というより会社の指示により行為をされると考えられてきた⁷。

秘書役の通常の責任は以下のとおり事務処理も含む。

- 年次登記書類に署名をすること（会社法 127 条）
- 招集通知を発送する他、全会議に出席し議事録を作成すること等
- 会社が捺印する書類に副署すること（Table A 113 条）
- 会社法により保管が必要とされている法令上の記録や帳簿が保管されていると確認すること（例：株主名簿（会社法 112 条）、抵当担保記録（同法 105 条）などである。

(2) 資格

秘書役は、the Certified Public Secretaries Act (CPSA) の 20 条所定の資格を有している必要がある（会社法 178 条）。CPSA の 21 条では、詐欺罪等で有罪判決を受けたことなどの不適格性について規定している。加えて、取締役と秘書役の兼任をすることはできるが、唯一の取締役がそのまま秘書役になることはできない（会社法 179 条）。同じ人間が取締役と秘書役の役割を同時に担うことはできない（同法 180 条）。

(3) 任命及び解任

秘書役は、取締役が任命及び解任する（Table A 110 条）。

4. 監査役

(1) 権限及び義務

監査役の主な義務は、毎会計年度ごとに会計書類を監査し、それに基づき報告書を作成することである。

(2) 資格

監査役として任命されるには、その者は、Accounting Act of 2008 の 21 条所定の資格を

⁶ *Panorama Development (Guildford) Ltd. v Fidelis Furnishing Fabrics Ltd* (1971)

⁷ *Barnett Hoares and Co. v South London Tramways Co.* (1887)

有していなくてはならない（会社法 161 条）。対象となる会社の役員及び従業員は監査役になることができない。法人も監査役になることができない（同条）。

（3）選任及び解任

監査役の選任は、総会によってなされる。監査役の任期は選任された年次総会から次の年次総会の終結までである（会社法 159 条）。但し、以下の場合を除き、決議がなくても再任される（同条）。

欠格事由に該当すること、他のものを選任したこと、再任しないことを決議したこと、監査役が再任を希望しないことを書面により会社に通知したこと等。

株式公開会社のコーポレートガバナンス

Capital Market Act の 11 条及び 12 条によって付与された権限を行使するため、Capital Markets Authority は 2002 年において上場企業のコーポレートガバナンスに関してのガイドラインを作成した。かかるガイドラインは発展しつつある経済並びに国内及び国外を含めた広域レベルでの資本市場における成長におけるガバナンスの問題が大きくなっていることに対応したものである。また、投資家の権利保護だけではなく、株主の価値の最大化、会社の成果、資本形成において、良好なガバナンスが果たす役割を認識したという点もある⁸。

Capital Markets Authority Code of Corporate Governance 2014 は、2002 Guidelines を継承した。同ガイドラインは、良好なコーポレートガバナンスを会社のビジネス上の取引や文化とすることを目的として会社が採用すべき構成及び過程に対しての原則及び勧告を規定している⁹。

The CMA 2014 Code は、法律に規定した最低基準を超えたスタンダードを採用するように呼びかけている。その枠組みは“comply or explain”アプローチを離れ”apply or explain”アプローチを採用している。取締役会は、すべての勧告を受け入れるか、なぜ勧告を受け

⁸ Corporate Governance Guidelines 2002, Gazette Notice No.3362

⁹ Proposed Code of Corporate Governance Practices for Public Listed Companies in Kenya:
http://www.cma.or.ke/index.php?option=com_docman&view=docman&Itemid=462

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

入れることができないのかを説明しそれを受け入れるための過程を述べなければならない¹⁰。

コーポレート・ガバナンス・プラクティス・コードは、上場会社、資格を有する仲介業者、政府関係者、学者、外国の投資家、コーポレートガバナンスの専門家から様々な助言を受けて策定された。その草案は、国内外での発展に留意し金融システムを脅威にさらし民間のダイナミズム、起業家精神、終局的には経済成長をストップしてしまう危険に対応するために生み出されたものである¹¹。

新法は、7つの柱で構成されている。取締役会の運営及び監督、株主の権利、利害関係者との関係、倫理及び社会的責任、説明責任、リスク管理及び内部統制、透明性の向上・開示及び監督・規制の実施。

各々の柱では、原則及び勧告が提案されている。ガイドラインは、当局がコーポレートガバナンスのスタンダード及び実務を広く検討したことを示すものとなっている¹²。ガバナンス原則は、企業が勧告を導入する際に適用する良好なコーポレートガバナンスを支える幅広い概念を要約している¹³。これに対し、勧告は原則から帰結する基準を示すものである。会社は、ガバナンスの構造及び過程の一部として導入することが望まれている。上場企業は、年次報告書において勧告をどのように適用しているかについて説明しなければならない¹⁴。勧告に続く *Guideline* は、勧告を理解してもらう補助であると共に勧告を導入する際のガイダンスとして設けられている。

新しいコードが施行されると、大きな変革が予想される。2014年のコードは、2002年のコードととってかわるものになる。憲法が2010年公布されて以来統治システムの運用は大幅に変更された。2014年の会社法案は、さらに詳細なものとなり包括的なものになっている

10

http://www.cma.or.ke/index.php?option=com_content&view=article&id=473:cma-releases-corporate-governance-code-for-listed-companies-2&catid=13&Itemid=230

11 同上

12 同上

13 同上

14 同上

る。こうした法律が導入されると、会社登記所（Registrar of Companies）や金融監督庁（Capital Markets Authority）にこうした厳格な法律の施行が委ねられることになる。

5. まとめ

以上の記載は、ケニアの弁護士 Evelyn Kyania 氏から助言を戴いた。表現の不明瞭性や誤りについては専ら当職に帰する。当職は、簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://ailaw.co.jp/contact/>まで、ご連絡お待ちしております。

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-1-10

西勘本店ビル 5階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント ロザンナ ブレークリ

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp